
国際公文書館会議（ICA）の新憲章について

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門員

中山 貴子 なかやま・たかこ

2012年8月24日、オーストラリアのブリスベンで開催された国際公文書館会議（ICA）年次総会において、新しいICA憲章が採択された。憲章の大幅改正は、2007年以来である。本稿ではその改正経緯及び主な改正点について概説すると共に、新憲章の条文（仮訳）を紹介する。

1. 改正の経緯

1948年の設立会合において採択されて以来、ICA憲章は幾度となく改正されてきた。その結果、当初は約30条であった条文が、2007年版（以下「旧憲章」という）では全90条にまで増加し、運営上の細則までカバーされることとなった。旧憲章の改正には、年次総会に出席した会員の3分の2の賛成を要する。年次総会が1年に1度しか開催されないことを考え合わせると、時代の変化に迅速に対応することのできる制度とは言い難く、そのため、憲章をスリム化して弾力的な運用ができるようにすべきとの意見が以前から出されていた。

また、ICAの積年の課題として、財政基盤の脆弱性が認識されていた。ICAの予算の80%はA会員（連邦／国立公文書館等）の分担金によるものであり、うち50%はトップ10と呼ばれる国々が拠出していた。一部の会員に依存した財政のあり方は、2008年のリーマン・ショックに端を発する世界同時不況の際にその弱さを露呈し、ICAの財政について懸念をもたらした。そのためICAでは、A会員の負担を他の会員に振り分ける、会費の平準化に向けた議論が重ねられてきた。その際、鍵と目されたのが、新規会員、特にC会員（地方公文書館・国際機関等）の獲得であった。2011年の

トレド会合（於スペイン）を最後に57年の歴史を誇る国際公文書館円卓会議(CITRA)が廃止され、代わって年次会合（Annual Conference）制度が導入されることになったのも、その一環である¹。

こうした中、2011年の秋季執行委員会に、「執行委員会及び管理運営委員会の役割及び責務」と題する報告書が提出された²。これはICAの活動全般を監督する監査委員会が、2011年の年次監査報告の一環として作成したものである。同報告書は、両委員会の活動範囲が憲章上で明確に規定されていないことが所掌事務の重複をもたらしており、それが効率的な組織運営の観点から問題であると指摘した。その上で、両委員会の事務を切り分け、執行委員会はガバナンスに、管理運営委員会はプログラムの実施にそれぞれ集中するよう提言した。この他、運営コストを削減するため、ウェブ上の作業スペースを活用すること、委員が一堂に会するような会議の開催頻度を減らすこと等も提言された。

これを受けてICA会長を委員長に、憲章と組織のあり方を検証するための小委員会が組織され、憲章の改正作業に取り組むこととなった。小委員会による新憲章草案は2012年4月の執行委員会に提出され、そこでの検討事項を反映させたものが6月に最終案としてまとめられた。その後、約6週間の会員からの意見募集期間を経て、最終案は8月の年次総会にかけられ、賛成多数で採択された。

2. 主な改正点

新憲章では、ICAのガバナンスの簡素化や民主的構造の強化、アーキビストのネットワーク拡大

が意図されている。その結果、現行制度は、先般本誌第47号で紹介したものから大幅に変更されているので、注意されたい³。主な改正点は以下の通りである。

a) 内部規則の制定

ICAの法的枠組みとして、新憲章では組織にとって基本的な原則のみを定め、詳細は内部規則（Internal Regulations）で別途規定することとなった⁴。憲章の改正には臨時総会における決議が必要であるのに対し、内部規則は事実上、執行委員会による承認があれば改正できる。このように、手続的内容の内部規則の改正要件を緩やかに設定することで、技術革新によって加速度的に変化する社会情勢にも速やかに対応できるようにした。

b) 総会における議決権

総会はICAにおける最高意思決定機関である。旧憲章下では、総会における議決権を有するのはA会員とB会員（専門職団体・教育機関等）に限られ、C会員とD会員（個人会員）は発言権を認められるのみであった。新憲章では議決権の範囲がC会員にまで拡大され、全ての機関会員が議決権を有することとなった。なお、D会員については、引き続き発言権しか認められていない。

c) 総会の定足数の切り下げ

旧憲章下では議決権者の25%に設定されていた総会の定足数が、新憲章では議決権者の5%と大幅に切り下げられた。背景には、厳しい経済状況にあって、多くのICA会員が出張費の工面に苦心しているため、高い定足数では総会が不成立になりかねないという懸念があった。同時にICAは、この改正によって、遠隔地がICA会合を招致する動きが促進されるとしている。

d) 加重投票制の導入

ICAは会員間の分担金格差を縮小するため様々な制度改定を試みてきたが、依然として多くをA会員からの分担金に負っている。そこで総会における表決に加重投票制を導入し、B・C会員よりも多くの議決権を与えることで、分担金額の多いA会員に報いようとしている。議決権の配分は、必ずしも分担金額に比例したものではない。詳細

は内部規則で規定される。

e) 各種委員会の改組

旧憲章下では、様々な下部組織が運用細則のないままに林立し、組織としての統一性を今ひとつ欠いていた。そこで新憲章では、各下部組織の事務や報告ラインを明文で規定し、組織構造を明確化することに重きが置かれた。

前述の監査委員会の報告書で、執行委員会との所掌事務の重複を指摘されていた管理運営委員会は、組織をスリム化するため、憲章改正を機に廃止された。これまで同委員会が単独で担っていた機能は執行委員会に移され、その結果、執行委員会のガバナンス機能が強化されている。

監査委員会は評価委員会に改組され、新たにICAのガバナンスに対する評価も行うこととなった。また、必要な場合には勧告を行うこともできるようになり、独立した監査機関としての機能が強化された。

プログラム委員会も権限が強化され、ICAの専門プログラム全般に関して責任を負うこととなった。特に重要な変更は、年次会合の専門プログラムを監督する責任機関となったことである。

f) 役員職の再編

組織スリム化の観点から副会長職制度の見直しが行われ、大会担当をはじめとする5つの副会長職が廃止された。新憲章下における役員は、会長、財務担当副会長、プログラム担当副会長の3つに整理され、その任期は2年から4年に延長された。また、移行措置として、旧憲章下で選出されたマーケティング・広報担当副会長職は当面存続し、2014年の任期満了をもって廃止されることになる。

以下は新憲章（英語版）の仮訳である⁵。日本のアーカイブズ関係者にとって新憲章の理解の一助になれば幸いである。

3. ICA新憲章(仮訳)

国際公文書館会議憲章

ブリスベンにおける2012年総会において採択
(2012年8月24日)

I 前文*

アーカイブズは、国及び社会の記憶を構成し、そのアイデンティティを形成する、情報社会の礎である。活動及び決定の証拠を提供することにより、アーカイブズは、組織に継続性を与え、また、組織、個人及び国家の権利を正当化する。公的情報及び歴史の知識に対する市民のアクセス権を保証することにより、アーカイブズは、民主主義、説明責任及びグッド・ガバナンス（良き統治）に不可欠なものとなっている。

国際公文書館会議（ICA）は、1901年7月1日制定のアソシアシオン（非営利組織）に関するフランス法に準拠する、非営利の国際非政府組織である。ICAは、ネットワークの拡大を背景に、組織を問わず記録及びアーカイブズに従事する人々のグローバルな情報交換の場としての重要な役割を担い、アーキビストが直面する倫理上の選択について指針を示し、政策決定者及び一般市民の間でアーカイブズの認知度を上げる取り組みを行っている。ICAは、文明社会の重要な特質ともいべきアーカイブズの、効果的かつ効率的な管理を支援し、世界中でアーカイブズに対する社会の認識を高めるべく努力している。

II 名称及び本部

第1条

本組織の名称は国際公文書館会議であり、その略称はICAである。

ICAの本部所在地はフランス、パリとする。

III 目的及び目標

第2条

ICAの目的は、アーカイブズ及びアーカイブズ機関の管理及び組織に関する専門的経験、研究及び

考えを共有することにより、記録及びアーカイブズの効率的かつ効果的な管理及び利用並びに国際協力を通じた人類のアーカイブズ遺産の保存を促進することである。

第3条

ICAの長期目標は次のとおりである。

- a) 他の政府間組織、国際非政府組織及び企業との協力の下、すべての国におけるアーカイブズの発展を促進し、及び支援すること
- b) 記録及びアーカイブズの管理におけるベスト・プラクティス（最良の実践）の発展及び標準策定並びにその他の活動を推進し、組織し、及び調整すること
- c) あらゆる国のアーキビスト並びにアーカイブズ機関、専門職団体及びその他の組織相互の関係を確立し、維持し、及び強化すること
- d) 公私立のいかに関わらず、アーカイブズ機関、専門職団体及び組織が行う記録及びアーカイブズの管理若しくは保存又は記録及びアーカイブズに従事する職員の専門的研修に関わる取り組みについて、世界的に促進し、及び啓発すること
- e) 周知向上及び既存の法的枠組内における一層の利用奨励を通じ、アーカイブズへの理解及びその利用を促すこと

その目的及び目標を達成するとともに、資産を最大限活用するため、ICAは、その成果物及びサービスについて、販売又は使用の許諾を行うことができる。

IV 会員の地位

第4条

ICAは、その目的及び目標の達成に関心を有するあらゆる国籍の機関及び個人で構成される。機関会員は、機関の公式代表者又は特別に代表権を与えられた者によって代表される。

1 会員の地位

ICAの目的及び目標に同意する次の機関又は個人

は、ICAの会員となることができる。

機関会員

- a) 中央公文書局又は国立アーカイブズ機関で、法律に準拠し、アーカイブズに関する国の政策及びプログラムの策定に責任を有する機関
- b) 記録及びアーカイブズの管理若しくは保存又はアーカイブズに関する研修及び教育に関わる地域、国又は国際の団体
- c) 記録及びアーカイブズの管理若しくは保存又はアーカイブズに関する研修及び教育に関わる地方、地域、国又は国際の機関

個人会員

- d) 国籍のいかんに関わらず、情報管理又は文化遺産の分野に専門的に従事している者又はかつて従事した者

2 会員の地位と議決権

前記の第4条第1項 a から c に定めるすべての機関会員及び執行委員会の委員は、総会及び役員選挙における議決権を有する。

各カテゴリーの会員の議決権は、内部規則に定める表決制度に従って加重される。

3 加盟

執行委員会は、事務総長の推薦に基づき、第4条第1項 a 及び b 会員へのすべての加盟申請について、承認を行う。

事務総長は、第4条第1項 c 及び d 会員への加盟申請について、承認を行う。

4 会員の地位の喪失

ICA会員は、次の場合にその地位を失う。

- a) ICAの事務総長へ書面により退会が通知された場合
- b) 個人会員が死亡した場合
- c) 理由のいかんに関わらず、会員機関が解散した場合
- d) 執行委員会から見て、会員にICAの評判を損なう行為が認められた場合

- e) 2年連続して分担金を滞納した場合

第5条 総会

1 通常総会及び臨時総会の共通規定

- a) 総会は、開催日の少なくとも2ヶ月前までに事務総長が発出する通知をもって、会長がこれを招集する。招集通知は、すべてのICA会員に送付され、会長が執行委員会及びICA会員からの提案を検討した上で設定した議題が付されなければならない。
- b) 会長は、総会において議長を務め、議題を設定し、議論を導くものとする。
- c) 第4条第1項 d に定めるすべての個人会員は、総会における発言権を有する。また、非会員であっても、会長の招きにより、総会に出席することができる。
- d) 総会は、議題となっている事項についてのみ決議を採択することができる。
- e) 総会は、通常会期又は臨時会期として会合することができる。採択された決議は、すべてのICA会員に対して拘束力をもつ。
- f) 総会に出席できない会員は、特別の代理権を与えられた他の会員がこれを代表しうる。いかなる会員も、2つ以上の代理権を有することはできない。
- g) 会長は、非会員を招いて総会で発言させることができる。
- h) 表決は、挙手又は、出席した議決権を有する会員の3分の1以上の要求がある場合は、無記名投票により、これを行う。
- i) 通常総会及び臨時総会における定足数は、議決権を有する総会員の5%とする。定足数が有効であるためには、次の4つの地域のうち、少なくとも3つの地域から、議決権を有する会員が出席していなければならない。
 - i) アフリカ及びアラブ諸国
 - ii) アジア及びオセアニア
 - iii) ヨーロッパ及び北米
 - iv) ラテンアメリカ及びカリブ海諸国

2 通常総会

通常総会は、毎年少なくとも1回開催し、規定の定足数と多数決制に従い、次の権限を行使する。

a) 権限

- i) 通常総会は、ICAの戦略的方向性を決定し、また、ICAの活動に関して会長から報告を受理し、これを承認する。
- ii) 通常総会は、前年度に関する財務担当副会長の説明と報告を承認する。また、監査役が作成した年次報告を承認する。
- iii) 通常総会は、財務担当副会長が執行委員会を代表して提出する次年度予算を承認する。
- iv) 通常総会は、ICA本部所在地の控訴院が管理する会計監査人名簿に登録された者から、法定監査役及び監査役代理を、各1名任命する。
- v) 通常総会は、執行委員会の推薦に基づき、ある地域におけるICAの政策を実行する当該地域支部の設立を承認する。
- vi) 通常総会は、執行委員会の推薦に基づき、専門的関心を共有し、又は同種の専門的活動に携わるICA会員の要請に応じ、セクションを設けることができる。また、セクションを統合し、分割し、又は廃止することができる。
- vii) 通常総会は、執行委員会の推薦に基づき、ICAのプログラムの特定部門を担当する委員会を設け、特定の範囲内で活動する権限を与えることができる。また、委員会を統合し、分割し、又は廃止することができる。
- viii) 通常総会は、ICAの内部規則を正式に承認する。

b) 定足数及び多数決制

定足数を満たさない場合、通常総会は、これを協議のための会議とすることができる。次の通常総会が開催されるまで、執行委員会は、ICAのために重要な決定を行う権限を与えられる。

通常総会における議事は、出席した会員又は代理人の議決権の過半数をもって決する。

3 臨時総会

臨時総会は、副会長及び事務総長との協議の上、会長が必要であると認めるときは、いつでもこれを招集することができる。

また、国立公文書館長フォーラムの会員の過半数は、会長に対し、3ヶ月以内に臨時総会を招集するよう、文書で求めることができる。

臨時総会は、第4条第1項a、b及びcに定める議決権を有する全会員の30%からの要請があった場合にも開催される。

臨時総会は、招集の日から3ヶ月以内に開催され、開催日の少なくとも2ヶ月前までに、会員にその旨が通知されなければならない。

a) 権限

臨時総会は、憲章を改正し、ICAを解散し、その資産を分配し、若しくはICAを他団体と合併し、又は、より一般的に、上記に定める条件を満たしつつ、かなりの割合の機関会員が重要な関心事項と判断するいかなる問題も取り扱う権限を有する。

b) 定足数及び多数決制

定足数を満たさない場合、臨時総会は、少なくとも2ヶ月の期間において、再招集される。

臨時総会における議事は、出席した会員又は代理人の3分の2以上の多数をもって決する。

第6条 資産及び会費

1 資産

ICAの資産は、次のものから成る。

- a) 会費
- b) 販売し、又は使用許諾を与えたICAの成果物及びサービスからの収入
- c) あらゆる種類のICAの動産及び有価証券からの収益
- d) 機関、組織又は国からの助成金
- e) ICAの自律性を損ねることのない寄附。事務総長は、内部規則に定める基準に従い、詳細な寄附目録を執行委員会に提出しなければならない。
- f) 法律、判例及び政府回答によって認められているあらゆる資産

2 会員の分担金

会員の分担金は次の規定に従う。

- a) 分担金は、暦年に1度支払われる。
- b) 金額は、執行委員会の推薦に基づき、通常総会において合意されたものとする。
- c) 分担金表は、会員の種別により異なる。
- d) すべての会員は、追加の分担金を支払えば、1つ又はそれ以上のICAの地域支部及びセクションに所属することができる。

第7条 選出役員とその権限

1 役職と選挙

会長は、ICAにおける上級役員であり、投票権を有するICA会員により選出される。また、財務及びプログラムを担当する副会長各1名を置き、これらも会長と同じ方法で選出されるものとする。この3職の任期は4年とする。3職は、任期を1度だけ更新し、さらに4年在職することができる。財務担当副会長は、会長が一時的に欠けたとき、あるいは職務を遂行することができなくなったときに、会長を務める。それができない場合には、プログラム担当副会長が、これを行う。

2 会長

会長は、ICAの指導者であり、選出された2名の副会長及び事務総長と緊密に協議し、最高機関である通常総会における決定を踏まえ、組織の戦略的方向性を定める。また、執行委員会の名において、その代理として、次の職務を遂行する。

- a) あらゆる民事案件においてICAを代表し、その代理として確約する完全な権限を有する。
- b) ICAを代表して法廷に立つ。特別委任状又は委任に基づく代理人のみがこれに代わりうる。
- c) ICAの利益を守るために率先して提訴し、取引行為を認め、及び請求を起こす。
- d) 事務総長が起草したICA内部規則について、執行委員会における承認及び総会における正式承認を求め、これを提議する。
- e) ICAの資料及び管理運営に関する業務が、会長の指示の下、事務総長によって適切に行われる

ようにしなければならない。特に、執行委員会及び総会における議事録が確実に作成されるようにしなければならない。ICAの記録を保管し、又は、会長の指示の下、第三者をしてこれをなさしめなければならない。法令に従い、県庁への届出及びフランス官報への告示を行い、又は、会長の指示の下、第三者をしてこれをなさしめなければならない。

- f) ICAの活動について、報告書を総会に提出する。
- g) ICAの総会、執行委員会、大会及び年次会合の議長を務める。
- h) 文書で、その権限と署名を委任する。会長は、いつでも当該委任を終了させることができる。
- i) 組織を円滑に運営するため、バーチャルであると物理的であるとを問わず、選出された副会長（財務担当及びプログラム担当）、事務総長及び、必要な場合には、その他の役員を招集し、会合を開く権限を有する。これらの役員は、ICAの有給職員の福利確保について、連帯して責任を負う。
- j) その権限を履行するため、組織運営に関する職務のすべて又は一部を事務総長に委任することができる。

上記に定める権限の範囲を超えるいかなる行為又は公約も、事前に執行委員会又は内部規則による許可を要する。

ICA会長は、執行委員会の許可の下、特別の業務又は仕事を行う人員を任命することができる。会長は、いつでも自由に当該人員の任務を終了させることができる。

3 財務担当副会長

財務担当副会長は、ICAのすべての資金の管理を監督し、これについて最終的な責任を負う。当該副会長は、特に次の職務を遂行する。

- a) 執行委員会及び総会へ提出する予算案を作成する。
- b) 会員の分担金表を立案し、執行委員会及び総会の承認を求める。
- c) 執行委員会及び総会に対し、会計管理報告を行

う。

- d) ICAの年次決算書を作成し、あるいは副会長の指示の下、第三者をしてこれをなさしめる。
- e) 専門的なベスト・プラクティスに従い、ICAの会計管理が効率的に行われるようにする。
- f) その組織運営に関する職務のすべて又は一部を事務総長に委任することができる。

4 プログラム担当副会長

プログラム担当副会長は、ICAの専門プログラムにおけるプロジェクト及びその他の取り組み並びに、これらの活動がICAの戦略的目標と整合していることに、最終的な責任を負う。当該副会長は、特に次の職務を遂行する。

- a) プログラム委員会（PCOM）の委員長を務め、プログラム担当事務次長の協力の下、PCOMによる特定のプロジェクトへの資金供与又は支援の決定が、公平性及び透明性をもって適用される明確な基準に基づいて行われるようにする。
- b) 地域支部、国立公文書館長フォーラム、団体及びセクションと連携し、これらの専門的活動が、ICA全体の戦略と合致するようにする。
- c) 専門的なベスト・プラクティスの発展のため、プログラム委員会が設置した専門家グループの活動を取りまとめる。
- d) 類似した目標をもつ他の団体等との間に、相互利益のために、協力関係を構築する。
- e) 年次会合及び大会における専門プログラムの内容を監督する。
- f) ICAの専門性の発展及び普及を主導する。

第8条 事務総長

事務総長は、ICA事務局における上級職員である。事務総長は、その権限を会長及び執行委員会から委譲されている。当該総長は、ICAの執行役員であり、特にICAの役員及び団体の仕事の取りまとめ並びに外部団体等との関係の構築及び維持に責任を負う。事務総長は、広報・出版責任者でもある。

事務総長は、その権限の範囲内で、事務局全職員のライン部門管理及び事務局業務へのボランティア職員の配置といったICAの日常業務に責任を負う。事務総長は、選出役員その他の協力の下、事務局における人的資源管理が専門的なベスト・プラクティスを反映したものとなるよう努める。

事務総長は、総会及び執行委員会の会合に出席しなければならない。事務総長は、事務局職員の協力の下、これらの会合の準備及び企画並びにICAのガバナンスをあらゆる側面で主導する。事務総長は、戦略及びプログラムに関して、会長及び選出役員の主たる相談役を務める。

事務総長の権利及び義務は、当該総長に委譲された権限を記録した法に基づく取り決めにおいて定めるものとする。

事務次長は、事務総長に直属し、任命を受けて専門プログラムや年次会合の企画等の特定の活動に責任を負う。

事務総長及び事務次長の任命に関する手続は、内部規則でこれを定める。

第9条 執行委員会

1 委員の地位

執行委員会は、次の委員で構成される。

- a) 会長。会長は、執行委員会の議長を務める。
- b) 選出された2名の副会長
- c) 国立公文書館長フォーラム議長
- d) 地域支部議長
- e) ICAを構成する4つの異なる地域グループ（第5条第1項iにおいて規定）のうち、少なくとも3つのグループからの会員を有するセクションの議長
- f) ICA事務局所在国の代表
- g) 次期大会開催国の代表

2 権限

執行委員会は、ICAの目的及び目標に関し、ICA及びその構成団体を指揮する。

- a) 執行委員会は、総会が同意した政策及びプログラムの実行に責任を負う。

- b) 執行委員会は、委員会を設け、これに権限を与えることができる。
- c) 執行委員会は、ICA総会、年次会合、大会及び国立公文書館長フォーラムの開催地及び開催日を決定する。
- d) 執行委員会は、ICAのコミュニケーションについて、一般的な優先順位を定める。
- e) 執行委員会は、ICA予算について、総会に承認を求め、その執行を監督する。
- f) 執行委員会は、前年度の決算報告を決定する。
- g) 執行委員会は、第4条第1項 a 及び b 会員の加盟を承認し、機関及び個人会員の会員資格を停止させる。
- h) 執行委員会は、ICAの内部規則を承認し、これを速やかに発表する。
- i) 執行委員会は、会長固有の権限の範囲を超える行為及び公約並びにより一般的な権限の委任について、これを許可する。
- j) 執行委員会は、年会費額について、総会に承認を求める。
- k) 執行委員会は、地域支部及びセクションの創設、改編又は停止について、総会に承認を求める。
- l) 執行委員会は、会長、副会長及び事務総長の報告書について、総会に提出される前に、これを審議する。

3 運営

執行委員会は、会長の主唱により、会長がこれを招集する。

執行委員会は、通常年2回開催され、うち1回は大会又は年次会合の際、総会に先立ち、会長の主唱により、会長がこれを招集する。

開催通知は、通常、開催日の少なくとも1ヶ月前までに、事務局から執行委員会委員へ電子的に送付される。

開催通知には、会合における議題案が付されなければならない。議題は、選出された副会長及び事務総長と協議の上、会長がこれを立案する。

定足数は、執行委員会委員の50%とする。定足数

が有効であるためには、第5条第1項 i に定める4つの地域のうち、少なくとも3つの地域から、委員が出席していなければならない。

執行委員会における議事は、出席している委員の議決権の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第10条 選挙

選挙は、4年に1度、各選出ポスト（会長職及び2つの副会長職）について、次の規定に従い、通信投票により行われる。

- a) 選挙は、事務総長がこれを組織し、執行委員会がその委員の中から選出する選挙管理人が、これを監督する。
- b) 事務総長は、開票の少なくとも8週間前に、全ての会員に対し、候補者の推薦を呼びかける。投票権を持つ全ての会員が、立候補する資格を有する。
- c) 投票用紙は、投票締め切りの少なくとも6週間前までに、全ての投票者に送付される。
- d) 執行委員会は、事務局の提言に基づき、通信投票による選挙の実施に向け、内部規則を承認する。
- e) 得票数が最も多かった者を、当選人とする。
- f) 得票数が同じであるときは、当該2候補によるくじ引きで選挙を決する。
- g) 役員任期は、1期4年とし、1度に限り、再選に立候補することができる。
- h) 新たに選出された役員は、選出された投票後最初に開催される総会の終結時に、当該ポストに就任する。

V 評価委員会

第11条

評価委員会は、委員長と4名の委員で構成される。委員会は、その委員の中から副委員長及び事務局長各1名を選出する。委員は、ICAの他の職を兼務してはならない。

評価委員会は、ICAのプログラム、内外のコミュニケーション及びICAのガバナンスの評価に責任を負う。適切な場合には、委員会は、改善のため

の勧告を行う。

評価委員会は、その所見及び総会に提出する答申について、執行委員会へ報告を行う。

評価委員会委員長は、ICAが作成したすべての文書を入手することができ、またいかなるICA組織の会合にも出席し、又は代理人を出席させることができる。

評価委員の任期は、1期4年とし、方針の継続性が維持されるよう任期をずらして任命される。委員は、執行委員会の推薦に基づき、総会がこれを任命する。

VI プログラム委員会

第12条

1 委員の地位

プログラム委員会は、委員長を務めるプログラム担当副会長及び主として専門知識の広さを考慮して執行委員会が任命する委員で構成される。任命された委員は、全体として、ICA会員の多様性を反映していなければならない。財務担当副会長、専門職団体セクション議長及び国立公文書館長フォーラム議長並びに地域支部議長により選ばれた代表及びセクション議長により選ばれた代表は、職権上の委員として、議決権を有する。事務総長及び全ての事務次長は、職権上の委員ではあるものの、議決権を有しない。

プログラム委員会は、内部規則に定めるところにより、当該委員会における代表性と専門性を継続できるように、委員の入れ替えを行う。

2 権限

プログラム委員会は、ICAの専門及び技術プログラムの準備及び実施並びに地域支部、セクション及び委員会の活動の調整並びにICAの大会、会議、セミナー及びシンポジウムの専門的内容に責任を負う。また、専門的活動の主要分野に専門家グループを設けて権限を与え、その進展を監督し、及び、必要な場合には、これを停止させる。

3 運営

事務総長は、プログラム委員会事務局を提供する。プログラム委員会は、プログラム担当副会長を通じ、執行委員会へ報告を行う。

VII ICA大会

第13条

執行委員会は、ICA大会の開催地、開催日及びテーマについて、少なくとも開催の4年前までに、通常総会に承認を求める。大会は、誰もが参加可能であり、通常4年に1度開催される。大会は、年次会合同様の形式をとるが、加えてICAにその成果を評価し、アーカイブズの専門家が抱える新しい世界的課題を踏まえ、次の4年間の計画を策定する機会を与える。

ICA大会の専門プログラム及びそれに関連する学術的事項は、第12条に定めるとおり、プログラム委員会がこれを準備する。

事務総長と大会開催国は、大会の資金調達及び組織方法に関し、契約案を協議する。当該案は、後日執行委員会の承認を得なければならない。

VIII ICA年次会合

第14条

ICA年次会合は、本憲章第4条第1項に定めるすべての会員で構成される。

ICA年次会合では、アーカイブズやアーカイブズ機関が抱える戦略的及び専門的課題について、考察し、及び議論する。会合は、次の3部から成る。

専門プログラム会合

国立公文書館長フォーラム

ICAのガバナンス組織の会合

執行委員会は、ICA年次会合の開催地、開催日及びテーマを、少なくとも開催の2年前までに決定する。

ICA年次会合の専門プログラム及びそれに関連する学術的事項は、本憲章第12条に定めるとおり、プログラム委員会がこれを準備する。

ICA年次会合の実務面の準備については、事務総

長、事務局及び会合に関連する団体等が責任を負う。

IX 国立公文書館長フォーラム

第15条

国立公文書館長フォーラムは、第4条第1項aに定める中央公文書局又は国立アーカイブズ機関にあたるすべての機関会員で構成される。

国立公文書館長フォーラムは、ICA年次会合の枠組みの中で開催され、アーカイブズの運営にまつわる現代的な課題について、ハイレベルでの戦略的対応を協議する。

国立公文書館長フォーラムは、4名から成る国立公文書館長フォーラム事務局がこれを組織する。事務局員は、本憲章第5条第1項iに定める4つの異なる地域グループそれぞれを代表しているものとする。

事務局員は、第4条第1項aに定める会員の議決権の過半数をもって、4年の任期で選出され、1度に限り、再任することができる。

国立公文書館長フォーラム議長及び事務局長は、事務局員が多数決によりこれを互選する。

事務局員の半数は、2年に1度改選される。ただし、初代議長及び事務局長は、4年の任期で選出されるものとする。

議長は、事務局を招集し、そこでの議題を決定する。また、事務局における決定事項を実行し、執行委員会において国立公文書館長フォーラムを代表する。

事務局長は、議事録の作成に責任を負い、事務局の決定が確実に対処されるようにする。

執行委員会は、国立公文書館長フォーラムがその目標を達成できるよう、当該フォーラムで使うことのできる資産を決定する。

X 地域支部

第16条

会員は、ICAの目標を推進し、国境を越えた特定地域内の連携を強化することを目的に、通常総会における最終承認を条件として、地域支部を組織

することができる。

地域支部の設立を総会に要請するのに先立ち、会員は、8年を上限として、暫定的な地域支部を組織する権利を有する。暫定と正式とを問わず、地域支部は、本憲章中の関連条項に従わなければならない。

地域支部は、次の条件を満たすものとする。

1 会員の地位

- a) 第4条に定める会員資格を有する機関又は個人は、地域支部に加盟する前に、ICA会員にならないなければならない。地域支部会員の地位は、ICA事務局がこれを掌理する。
- b) ICA会員は、新たに加盟しようとする地域支部事務局の同意を条件として、自らが所属する地域の支部に加え、他の地域支部にも自由に加盟することができる。
- c) 地域支部は、ICA事務局と協定を結び、当該支部のすべての機関会員のICA会費の合計額を支払うことができる。

2 組織及び運営

- a) 地域支部は、執行委員会から承認を得た上で、本憲章に整合した独自の規約を定めることができる。
- b) 地域支部は、地域内の1国に、その法的地位を登録することができる。
- c) 地域支部の機関会員は、地域支部議長及びその代理(当該議長不在の場合に執行委員会委員を務める)、事務局長並びにその他の役員を選出する。これらの役職は、地域支部理事会を構成し、支部の活動及びプログラムの運営に責任を負う。
- d) 地域支部議長の任期は、4年を超えてはならない。ただし、8年を上限として任期を更新することができる。
- e) 地域支部は、支部の事務局長に対して責任を負う運営事務局を設けることができる。
- f) 地域支部のプログラム及び活動は、本憲章に整合したものでなければならない。

- g) 地域支部における業務は、どの言語で行っても良いが、ICA事務総長との連絡は、英語又はフランス語で行わなければならない。
- h) 地域支部が、その活動を停止し、又は地域支部の名称を放棄するときは、ICA会長に通知しなければならない。
- i) 地域支部のうち、第2条及び第3条に定める目的及び目標を果たすことができなくなったもの、若しくはもはや本憲章を遵守していない、又はICAの評判を損なう行為があるものは、通常総会の議決権の過半数をもってなす決議により、ICAの名称を使う権利を剥奪されうる。その場合、当該支部は、地域支部とはみなされない。本規定に関する手続は、内部規則でこれを定める。

3 財務

地域支部は、自らの運営費に責任を負う。全ての地域支部は、毎年、財務担当副会長に対し、前年度の決算及び次年度の予算案を報告しなければならない。

地域支部は、ICAの助成金に応募する資格を有する。

4 専門的活動

地域支部は、プログラム委員会の要請により、ICAの政策及びプログラムの一部に責任を負うことができる。

地域支部は、担当する専門プログラムの実施状況について、プログラム委員会に報告しなければならない。

XI セクション

第17条

1 会員の地位

共通の専門的関心を持ち、又は類似の専門的活動に携わるICA会員で、ICAの目的達成及び会員相互の協力強化を望むものは、セクションを組織することができる。ここには、国又は地域の団体に所属するすべてのアーキビストを代表する、第4条

第1項bに定める専門職団体のセクションも含まれる。

2 組織と運営

- a) セクションの会員は、少なくとも2年に1度会合を開き、また、会合における議決権を有する。
- b) 各セクションは、全会員に開かれた会合において、運営委員会委員を選出する。
- c) 運営委員会は、委員長、最大2名の副委員長、最大2名の事務局長及び3名以上の委員で構成される。委員は、いずれも記録及びアーカイブズの管理若しくは保存又はアーカイブズに関する研修若しくは教育に従事していなければならない。また、同じ役職を2期以上連続して務めることはできない。
- d) 運営委員会は、少なくとも年に1度会合を開かなければならない。開催は、委員長による招集又は会員の3分の1の要請による。
- e) 各セクションは、独自の規約を定めることができる。当該規約は、本憲章に整合し、かつ、執行委員会の承認を得たものでなければならない。セクションの規約の範となるものは、内部規則でこれを定める。
- f) セクションの会員資格は、ICA事務局がこれを掌理する。
- g) 執行委員会の推薦に基づき、総会においてセクションの設立を要請するのに先立ち、会員は、8年を上限として、暫定セクションを組織する資格を有する。暫定セクションは、本憲章の関連条項を尊重しなければならない。

3 財務

セクションは、財務担当副会長の監督の下、独自の予算をもつ。本規定により、セクションは、ICAの目標達成を進める特定の活動を行うことができる。

4 専門的活動

セクションは、プログラム委員会と協力して活動計画を作成する。

セクションは、プログラム委員会の要請により、ICAのプログラムの一部に責任を負うことができる。

セクションは、担当する専門プログラムの実施状況について、プログラム委員会に報告しなければならない。

XII 地域支部及びセクションの共通規定

第18条

- a) 全ての地域支部及びセクションは、次年度の計画を含む年次活動報告書をICA事務局に提出しなければならない。
- b) 地域支部又はセクションが2年連続して会合を開かなかった場合、執行委員会は、活動再活性化策について合意し、当該機関にそれを実行するよう要請するものとする。
- c) 地域支部又はセクションの活動が4年連続して認められなかった場合、当該機関は、運営停止となり、執行委員会に代表を送る資格を失う。
- d) 運営停止となった地域支部又はセクションは、活動を正式に再開するのに先立ち、活動計画書を作成し、執行委員会の承認を得なければならない。
- e) 総会は、地域支部又はセクションがもはや本憲章を遵守していない場合には、執行委員会の推薦に基づき、セクションの解散又は地域支部の承認取り消しを決定することができる。

XIII 専門家グループ

第19条

1 設置及び解散

執行委員会は、プログラム委員会の推薦に基づき、専門的関心又は懸案事項に関する専門家グループを設置し、これに権限を与えることができる。専門家グループは、プログラム委員会の許可なく、与えられた権限を逸脱してはならない。また、これらは、執行委員会の決定により解散されうる。

2 会員の地位

各専門家グループの議長は、執行委員会がこれを

特定の期間任命し、その任期は、更新することができる。事務局長及び他の事務局員は、事務総長と協議の上、プログラム担当副会長がこれを任命する。議長及び事務局長は、ICAの会員機関の職員又はICAの個人会員でなければならない。

XIV 国際アーカイブズ開発基金

第20条

ICAの目標を達成するための活動を支えるべく、国際アーカイブズ開発基金（FIDA）を設立することができる。FIDAは、通常は開発途上国の、特に厳しい条件下で働くアーカイブズ専門家及びアーカイブズ機関を支援する。FIDAは、ICAの予算から助成金を受けることができるが、ICA会員並びにアーカイブズ及びFIDAの活動への支援に関心を持つ者からの寄附を積極的に求めている。FIDAは、執行委員会によって任命された理事がこれを運営する。

国際アーカイブズ開発基金の組織及び資産は、内部規則でこれを定める。

XV 作業言語

第21条

ICAの作業言語は、英語及びフランス語とする。しかしながら、総会は、多言語使用を促進するため、追加費用は受益者がすべて負担するという条件で、ICAにおける作業言語を増やすことができる。

XVI 憲章の改正—組織の解散

第22条

本憲章の改正又は修正は、臨時総会においてのみこれを行うことができる。執行委員会の委員又は第4条第1項 a、b 及び c に定める議決権を有する会員は、修正を提案することができる。修正提案は、書面によって事務総長に提出されなければならない。事務総長は、提案を討議する臨時総会開催の少なくとも15日前までに、ICAの全会員に対し、提案書の写しを配付する。

第23条

ICAが解散するとき、臨時総会は、清算方法を決定し、第2条及び第3条に定める目的及び目標ののっとり、ICAの資産を分配しなければならない。

XVII 雑則

第24条 フェローの任命

総会は、執行委員会の推薦に基づき、ICA又は国際的なレベルでのアーカイブズの発展に特別の功労がある個人をICAフェローに任命することができる。その任期は、終身とする。ICAフェローは、ICA会員になることができるが、会員となることを要しない。

ICA会員によるフェローの指名に係る手続は、内部規則でこれを定める。

第25条 著作権

ICAは、その成果物及び出版物のすべてについて、著作権を有する。引用が短い場合は、無償での利用が認められる。他の場合には、ICAの著作物又はその実質的な抜粋を複製するための許可を、書面により事務総長から取得しなければならない。

XVIII 過渡的規定

第26条 役員選挙

現職役員（会長、財務担当副会長、プログラム担当副会長及びマーケティング・広報担当副会長）の任期は、すべて2014年の通常総会をもって終了するものとする。会長、財務担当副会長及びプログラム担当副会長の選挙は、当選者が2014年の通常総会から任期を開始することができるよう、2014年に行われる。本憲章下において、新役員の任期は、すべて2018年の通常総会までの4年とする。

監査委員会／評価委員会の委員の任期は、旧憲章の規定に基づき終了するため、通常総会は、第11条に従い、後継委員の任命を承認するものとする。

2012年12月13日付最終版

※法的に、この前文は憲章の一部を構成する。執行委員会は組織の発展を考慮しつつ、時宜に応じて条文を修正することができる。

¹ 国際公文書館円卓会議（Conférence internationale de la Table ronde des Archives, CITRA）は、原則としてA会員とB会員のみが参加できる会合であったが、新たに導入される年次会合は、ICAの会員であれば誰でも参加可能である。第1回ICA年次会合は、2013年11月にベルギーのブリュッセルで開催される予定である。

² Audit Commission, the International Council on Archives. “Audit Commission Report: Relationship of the Roles and Responsibilities of the Executive Board and the Management Commission (EB 2011.2.15).” Submitted for the ICA Executive Board meeting of Oct. 24, 2011 in Toledo, Spain.

³ 小原由美子「ICA—人類のアーカイブズ遺産の保存と利用を推進する国際機関—」（『アーカイブズ』47、2012年）

⁴ 新しい内部規則は、2013年の年次総会で諮られる予定である。

⁵ 新憲章の正文は、ICAの公用語である英語及びフランス語の二ヶ国語による。いずれもICAの公式ウェブサイトから入手可能である。

URLは、<http://www.ica.org/?lid=5934&bid=225>